

氏名	眞田 尚剛
学位の種類	博士 (社会デザイン学)
報告番号	甲第401号
学位授与年月日	2015年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	戦後日本の防衛政策史 1969～1976年— 防衛大綱に至る過程を中心 に
審査委員	(主査) 長 有紀枝 CAPRIO, MARK E. 渡邊 昭夫 (東京大学名誉教授、 青山学院大学名誉教授)

I. 論文内容の要旨

(1) 論文の構成

本論文は、序章から終章までの本文、参考文献を含め、全241頁からなる。

本論文の構成は以下の通りである。

序章	1
第1節 問題の所在	1
(1) 「大国」日本の軽武装	1
(2) 初の防衛大綱	3
第2節 先行研究と本研究の意義	6
(1) 先行研究の整理	6
(2) 本研究の意義	11
第3節 分析視角	13
(1) 構造的要因	13
(2) 副次的視角	15
第4節 研究の枠組	19
(1) 研究対象及び研究の射程	19
(2) 史資料	21
(3) 本論文の構成	22
第1章 年次防時代と防衛力整備計画の見直し論	25
第1節 「国防の基本方針」決定	25
第2節 年次防	29
(1) 1次防	29
(2) 2次防	37
(3) 3次防	43
第3節 防衛力整備計画の見直し論	49
(1) 久保卓也の問題提起	51
(2) 「準即応体制」構想の提唱	55
(3) 西廣整輝による再検討論	58
第2章 防衛力増強論に基づく4次防の策定	64
第1節 日本の「大国化」と「国力国情」	64
(1) 米国の退潮と日本の国際的責任の増大	64

(2) 防衛力増強論の台頭	70
第2節 海上防衛力重視の方向性	74
(1) 陸上自衛隊の大幅増員	74
(2) 海上防衛力の重視	79
第3節 4次防策定開始と新防衛力整備計画の登場	84
(1) 4次防策定の長官指示	84
(2) 中曽根康弘による新防衛力整備計画	88
第3章 新防衛力整備計画の修正と4次防での挫折	93
第1節 新防衛力整備計画の下方修正	93
(1) 国防会議事務局との軋轢	93
(2) 「軍国主義」批判	96
(3) 「二重のデタント」	99
(4) ドル・ショックと「西村修正案」	102
第2節 4次防の成立と政治的紛糾	106
(1) 4次防「大綱」決定	106
(2) 4次防先取り問題	108
(3) 田中角栄政権の誕生と日中国交化	110
(4) 計画年度開始後の4次防「主要項目」等決定	113
第3節 4次防の縮小と年次防方式への不安	116
(1) 戦後最悪の経済情勢と4次防の削減	116
(2) 年次防方式の限界	120
第4章 反軍主義の台頭と久保構想の登場	124
第1節 「国情」の反軍主義化	124
(1) 反軍的「国情」の影響	124
(2) 雫石事故の衝撃	127
(3) 反軍的事案の多発	129
(4) 保革伯仲の時代	133
第2節 「防衛力の限界」論	134
(1) 「防衛力の限界」論の浮上	134
(2) 「防衛力の限界」の策定	138
(3) 「平和時の防衛力」の提示	141
(4) 「平和時の防衛力」の撤回	144
第3節 久保卓也による構想とその問題点	146
(1) 久保卓也の動機	146

(2) 久保卓也の「リベラルな防衛観」	149
(3) 久保構想の特徴	154
(4) 久保理論への批判	157
第5章 51大綱の成立過程	161
第1節 「低脅威論」に基づく策定作業の開始	162
(1) 防衛局の布陣とN研究会発足	162
(2) 「久保構想」の否定	164
(3) 「常備すべき防衛力」構想	167
(4) 「常備すべき防衛力」構想への制服組の反発	172
(5) 第1次長官指示と事務次官通達	173
第2節 「基盤的防衛力」構想を巡る対立と妥協	176
(1) 坂田道太防衛庁長官と「防衛を考える会」	176
(2) 第2次長官指示作成を巡る対立と調整	180
(3) 第2次長官指示	184
(4) 防衛白書における「脱脅威論」	186
第3節 整備内容と政局の混乱	191
(1) 航空及び陸上自衛隊における整備問題	191
(2) 海上自衛隊の護衛隊群増強問題	194
(3) 政局の混乱	198
第4節 51大綱の特徴	203
(1) 51大綱の特徴と問題点	203
(2) 51大綱の解釈における多義性	206
(3) 51大綱と日米同盟の関係	210
終章 戦後日本における51大綱の意義	214
参考文献	217

(2) 論文の内容要旨

本研究は、戦後日本の防衛政策史において最大の転換点といえる 1976（昭和 51）年 10 月に閣議決定された「防衛大綱（51 大綱）」に着目し、策定に至る過程の歴史的解明を試みた論文である。この 51 大綱で打ち出された方針は、冷戦終結や 9・11 同時多発テロという国際政治の構造や安全保障環境の変化に直面しつつも、2010（平成 22）年 12 月に閣議決定された防衛大綱（22 大綱）において「動的防衛力」構想が打ち出されるまで、30 年以上にわたり日本の防衛政策において一貫して継承されてきた歴史的な防衛政策を示した文書である。

筆者は、まず序章においてこの 51 大綱を、戦後の防衛政策の最大の変換点と主張する三つの根拠を提示した。第一に、日本が経済大国に昇りつめた時期に、防衛力整備目標を低めに設定し直し、軍事大国どころか「軽武装」を選択し、防衛力整備目標を引き下げた点、第二に「防衛大綱」は情勢認識や防衛力の意義などを国民に対して初めて明示したものであるが、1950 年から 4 半世紀以上にわたり、「方針」を欠いた状態で、もっぱら防衛力を整備し続けてきた日本の防衛政策に、初めて「方針」が掲げられた点、その結果、原則（「国防の基本方針」）、方針（防衛大綱）、さらに防衛力整備のための「計画」が揃い、戦後日本の防衛政策においてこの「原則」「方針」「計画」が体系化された点、第三に算定した軍事的脅威に対応するのではなく、自国が力の空白となり、その地域の不安定要因とならないために、独立国として必要最低限度の基盤的な防衛力を保有するという考え方である「基盤的防衛力」構想を採用したという点である。

このような設定のもとで、筆者は、第 1 章にて「防衛大綱」策定以前の段階から防衛力整備計画の見直し論が唱えられるものの、政策化されなかった背景を、第 2 章では「国力」「国情」により防衛力増強を印象付ける 4 次防（1970 年に中曽根康弘防衛庁長官（当時）によって発表された新防衛力整備計画）が策定された経緯を、第 3 章にて「国力」の動向によって 4 次防が失敗し、整備計画の見直し論が浮上した点を、第 4 章では「国情」の変化により「防衛力の限界」論と「脱脅威論」である久保構想が注目された点を、第 5 章においていわゆる「久保構想」「従来の所要防衛力構想」、「常備すべき防衛力」構想の 3 つが提唱され、対立と妥協を経て「防衛大綱」が決定したことを解明した。

各章の詳細は以下のとおりである。

まず第 1 章では、1 次防（1957 年に初の長期防衛計画として策定された「防衛力整備目標について」）から 3 次防（「第 3 次防衛力整備計画」）までの策定と実施の過程に焦点を当て、ゼロから始まった防衛力整備について論じた。まず、1957 年 5 月に決定した「国防の基本方針」について論じ、本研究の分析視角である「国力」と「国情」について紹介した。また、防衛力整備については陸・空・海の順で優先され、海上自衛隊が後回しにされた経緯を検証、最後に、久保卓也、宝珠山昇、西廣整輝の 3 者によって提起された見直し論について、基盤的防衛力構想との共通性に着目し、新史料に基づいて考察した。これらの分

析を通じ、「防衛大綱」や基盤的防衛力構想の特徴が、すでに庁内で存在していたことを明らかにしている。

第2章では、4次防の策定作業が本格化した1969年から防衛庁長官の中曽根康弘による新防衛力整備計画の提示までを中心に、4次防の策定過程を論じている。最初に、1960年代末から1970年頃の日本の防衛政策を取り巻く環境について触れ、「国力」と「国情」を背景として、政界や官僚の間で「防衛力増強」を唱える声が高まった点を明らかにする。次に、4次防での海上防衛力重視という防衛力整備の方向性が打ち出される背景について解明する。最後に、有田喜一防衛庁長官時代（在任期間：1968年11月～1970年1月）に本格化した4次防と中曽根による新防衛力整備計画の策定過程について、両長官時代の計画案における共通性と差異に着目し、明らかにする。その上で海上防衛力強化の整備方針は、有田長官時代に打ち出され、次の中曽根長官もその路線を継承したことを立証した。

第3章では、まず、ドル防衛という第2次ニクソン・ショックは日本の経済状態を不安定化させ、その結果、新防衛力整備計画は下方修正を余儀なくされたことを明らかにし、次に、4次防の成立過程の解明に取り組んだ。防衛力増強論を背景にして策定された新防衛力整備計画（4次防）が、「国力」を主要因として下方修正され、決定した4次防も不備に終わり、従来の防衛力整備計画の方式に疑念が沸き起こる過程を論じている。

第4章では、1970年代前半に台頭した反軍主義による「国情」の変化、田中角栄政権時に登場した「平和時の防衛力」、久保卓也による構想を取り上げる。まず、反軍主義の台頭を感じさせる事故や問題が集中的に起こり、防衛政策関係者が従来にはないほどの危機感を覚え、対応に迫られることになる点を論じる。次に、反軍主義を受け、「防衛力の限界」論が浮上し、1973年2月に「平和時の防衛力」が防衛庁見解として示された過程を論じている。最後に、「防衛大綱」策定の重要人物として知られる久保の構想について明らかにした。「国情」への配慮を示す久保は、「防衛力の限界」設定の議論を主導し、防衛力整備計画の見直しを唱えた。だが、久保構想は、制服組や防衛官僚から「脱脅威論」の面や防衛力整備計画策定の参考にならない点で批判を浴びる。以上の過程を詳述した。

第5章では、防衛政策関係者が「国力」と「国情」の変化を認識した結果、防衛大綱が策定される過程を実証的に解明する。そして、近年公開された資料をもとに、「脱脅威論」と従来の所要防衛力構想の中間案ともいえる「低脅威論」が「防衛大綱」策定の主軸となったことを明らかにし、久保卓也の言説によって「防衛大綱」を捉えてきた通説とは異なる見解を提示する。最初に、防衛課が提唱した「常備すべき防衛力」構想を明らかにし、「低脅威論」といえる同構想が防衛課長による「依頼」や事務次官の「通達」によって徐々に公式化されていく過程を解明する。次に、基盤的防衛力構想を打ち出す1975年10月の第2次長官指示作成を巡って、久保が唱える「脱脅威論」、制服組が主張する従来の所要防衛力構想、防衛課の「低脅威論」という3つの考え方の間で生じた対立と調整について論じる。そして、「防衛大綱」策定過程の最終段階で争点となった陸上自衛隊の師団改編問題と海上自衛隊の護衛隊群増設問題、ロッキード事件などによる政局の不安定化を取り上げる。

そして終章において筆者は、世界に類をみない基盤的防衛力構想を採用した1976年10月の「防衛大綱」の意義を論じ、妥協の産物であったがゆえに、多義的解釈が可能であった点を明らかにし結論としている。

II. 論文審査結果の要旨

(1) 論文の特徴

本研究は、1976（昭和51）年に閣議決定された、戦後日本の防衛政策史において最大の転換点といえる「防衛大綱（51大綱）」の策定過程をめぐる歴史研究である。その最大の特徴は、近年公開された外務省開示文書をはじめ、膨大な資料を収集し、それらを体系的かつ綿密に分析し、その成立過程を解明した労作である点である。筆者が対象とし、歴史的解明を試みた1970年代は果たして歴史研究の対象たる「歴史」であるのか、現代の延長線上にある「政治」であるのか議論が分かれるところではあるが、日米ともに1970年代の資料が開示され始め、70年代は歴史研究のフロンティアとなっている。この時期を研究対象とすることは現在の若手研究者の大きな研究動向の一つであり、その意味で本研究はその流れに沿ったものといえる。

51大綱は、戦後防衛政策における重要なテーマであり、豊富な先行研究が存在する研究対象である。通説では、防衛官僚の久保卓也による構想（久保構想）が51大綱に直接反映したと理解され、久保の言説に焦点を当てた研究が進められてきた。しかしながら、本研究では、近年公開された史資料や関係者の証言に基づいて、51大綱や基盤的防衛力構想の解釈は多義的であり、久保と類似する考え方が他者から打ち出されていたとして通説に挑み、新たな解釈を提示している。

また本研究においては、分析視角として「国力」「国情」という構造的要因、副次的視角として日本の防衛力における「自立化」と「自律性」を設けて議論している点も大きな特徴である。1950年の警察予備隊創設から51大綱までの防衛政策について、日米安保体制を基調としながらも、対米依存度を軽減させ（自立化）、所要の防衛力（自律的防衛力）の再建過程という歴史的な文脈で捉える。こうした視角も本論文の大きな特徴を形作っている。

本研究は、51大綱決定に至る過程を分析するに際し、その策定作業のみならず、1970年に中曽根康弘防衛庁長官（当時）によって発表された新防衛力整備計画（4次防）策定作業が本格的に開始された1969年を起点として設定し、1972年の4次防成立を挟んで、1976年10月の51大綱決定に至る一連の過程を戦後防衛政策の転機として、分析している。この過程で、4次防の失敗から、51大綱へと進むつながりを示した点は、本論文の大きな業績に数えられ、今後の防衛政策研究への大きな貢献となると思われる。

(2) 論文の評価

本論文は、2014年10月30日に提出され、2014年12月15日に第1回の博士論文審査委員会を開催した。

第1回の審査委員会では、学術研究における本論文の位置づけと博士学位論文の水準に関して議論がなされた。昨今の情勢を鑑みた際、学位論文は研究の集大成・到達点として評価されるべきものではなく、研究者として立ち立できるか否か、換言すれば研究者として出発点に立つ水準を満たしているか否かが可否の判断基準である、という点において合意をみた。

続いて同日開催された第2回審査委員会では、まず本論文の大きな特徴でもある綿密な調査と膨大な資料の扱いをめぐって議論がなされた。筆者が論文をコントロールする、というより膨大な情報や資料に論文が支配されているきらいがあるのではないかと指摘がなされたが、これに対しては、貴重な情報を収集し、徹底的に調べあげた点は積極的な評価に値し、何より本論文の重要な特徴であるというコンセンサスに達した。

他方で、こうした評価点はあるつつも、いくつかの課題も指摘された。

まず、論文の中核を占める1969-76年の防衛政策分析については、手堅い分析がなされているが、そもそもなぜこの問題を主題とするのか、なぜ、この期間を対象とするのかの説明が十分になされておらず、憲法9条への言及がないなど周辺状況の説明も弱いのではないかと。筆者が分析視角としてとりあげた「国力」「国情」という概念が、果たして分析視角として適当であるのか、これらは筆者による分析用語というよりはアクターである防衛官僚、政策の当事者による用語でもあり、双方が混同されて使用されているのではないかと。生の資料を重視したあまり、そこで使用された言葉やロジックに引っ張られた側面が多分にあるのではないかと、という指摘である。その他、専門用語や略語が多すぎるため、一般の読者にも理解しやすいような配慮に基づく修正が求められた。

第3回公開審査会は2015年1月15日に開催された。まず、申請者による約30分のプレゼンテーションがなされ、続いて審査委員との質疑応答があった。審査委員からは、そもそもなぜこの問題を主題とするのか、なぜ、この期間を対象とするのかの説明が十分になされておらず、周辺状況の説明も弱いのではないかと。基盤的防衛力構想は、世界に類をみない日本独自の防衛構想であったとしているが、どういう意味で日本独自なのか、何が世界で普通の防衛構想なのか、脅威対抗型の「所要防衛力」は世界各国が通常採用している考え方であるならばなぜ初期の「所要防衛力」を捨てて、日本独自の基盤的防衛力構想を採用するようになったのか、2010年の22大綱で「動的防衛力」構想を採用したのは「普通の国」への復帰を意味しているのか。「国力」「国情」が復帰を可能にするように変化したからなのか、それとも「脅威認識」が変化したからなのか、という質問がなされた。これらの指摘、質問に対し、申請者は非常に明快に意見を述べるとともに、本論文で十分

に議論ができなかった周辺状況について将来の課題として取り組んでいく旨の回答がなされた。

公開審査会の後に続けて開催された最終審査会においては、公開審査会で指摘されたとおりの課題はあるものの、申請論文は51大綱の成立過程を膨大な資料と対峙し読み解いた労作であることが改めて確認された。同時に、4次防の失敗から51大綱へと進むつながりを詳細に分析し明らかに示した点が、本論文の業績として大きく評価された。この業績は、今後の防衛政策研究への大きな貢献になるであろうことも併せて審査員から指摘された。

以上より、本論文は、第1回審査委員会で合意した学位審査基準に達していると判断し、審査委員会は、本論文を合格とするという結論に達した。

以上から、博士論文審査委員会はここに、本論文が博士（社会デザイン学）学位論文として相応しいものであることを、承認することとする。